

西園寺公望による教育勅語補正計画

— 日清戦後の「新道徳」に着目して —

基礎教育学コース 難波知希

The Scheme for the Modification of the Imperial Rescript on Education by Saionji Kinmochi
— Focusing on the “New Moral” after the Sino-Japanese War —

Tomoki NAMBA

The purpose of this paper is to consider the aim and historical significance of the scheme by Saionji Kinmochi for rethinking the Imperial Rescript on Education. In this paper, the author focuses on the “New Moral,” advocated by Saionji after the Sino-Japanese War. While several previous studies asserted that the aim of the scheme was the renewal of the Imperial Rescript on Education, through the present study, the author suggests that the aim was its modification, not renewal. Thus, the results of this study indicate that Saionji’s educational thoughts aligned with the idea of the nation-state.

目次

1. はじめに
2. 補正勅語案の理念
 - 2-1. 補正勅語案の執筆
 - 2-2. 補正勅語案の内容
3. 教育勅語補正計画の背景
 - 3-1. 日清戦後の日本社会と教育界
 - 3-2. 西園寺公望の教育思想
4. 教育勅語補正計画の経緯
 - 4-1. 教育勅語補正計画の実行
 - 4-2. 教育勅語補正計画の挫折
5. おわりに

付記

註

1. はじめに

日清戦争を契機として、日本の国家と社会は大きく変質した。日本の国際的地位の向上や台湾などの領有による国家構造の変容といった国家の変質と、「日本人」意識の形成や国粹主義思想の高揚、資本主義体制の確立といった社会の変質は、日清戦後の日本の教育のあり方、なかんずく徳育の方針の再考を促した。この日清戦後に文部大臣を務めた西園寺公望¹⁾は、「道徳の本旨は古今によつて変りはないが、道徳の形式は時代によりて変化せねばならぬから、新社会に処すべ

き新道徳を起こさねばならぬ²⁾と考へて、1890(明治23)年に発布された「教育ニ関スル勅語」(以下「教育勅語」)の再検討を試みたとされている。

これまでの教育史研究において、この西園寺による試みに関しては、教育勅語は終始確固不動のものであったと捉える従来の理解に対して、その権威は成立から排除・失効確認まで一貫して揺るがないものではなかったと捉える新たな理解の証左として検討がなされてきた。窪田祥宏は戊申詔書発布に至るまでの国民教育の方針の「動揺」の一齣として³⁾、小股憲明は教育勅語の有する「不安定」な側面を示す複数の教育勅語再検討の試みの嚆矢としてこの試みを検討した⁴⁾。久木幸男はこの試みを天皇制教育体制の「再編」の試みとして捉えるものの、その「動揺」を深めた契機として位置づけて⁵⁾、佐藤秀夫は教育勅語の有効性へ「疑念」を呈したものと捉えて検討した⁶⁾。他方で、この試みの狙いについては、教育勅語の徳目だけでは新社会に対応できないと考へて、その理念は変えないものの、それに不足している徳目を補うために別の教育勅語を提示しようとした試み、つまり「補完」的な「追加」の試みと捉える見方がある一方で、教育勅語の理念では新社会に対応できないため、その理念に拘泥せずに、教育勅語の一部ないし全部を新社会に適合するように書き改めようとした試み、つまり「改訂」の試みと捉える見方がある。上述の研究は、いずれも成立後の教育勅語の不安定性、言い換えれば教育勅語

の権威の「動揺」を示す「後史」を素描するものであるため、一部の研究を除き、その多くはこの試みの狙いについて後者に近い見方に拠っている⁷⁾。

しかし、日清・日露戦間期に見られた他の教育勅語再検討の試み⁸⁾は別として、この西園寺による試みは教育勅語の「動揺」を示す「後史」の一事例として位置づけてよいのだろうか。また、この試みの狙いは教育勅語の「改訂」だったのだろうか。

本稿は、必ずしも確定できるものではないが、この西園寺による試みを、教育勅語への「補完」的な「追加」の試みでもなければ、教育勅語の「改訂」の試みでもなく、その理念の「補正」を試みたものと考え、以下「教育勅語補正計画」⁹⁾と呼称して検討を進める。この計画の詳細は明らかではないが、日清戦後に文部大臣であった西園寺が明治天皇の内諾を得て、2回目の文相在任時に勅任参事官兼大臣秘書官を務めた竹越与三郎の協力を得つつ新たな教育勅語の發布を画策したものと理解されている。結果的に実現には至らず、その存在を直接的に示す史料もなかったため、補正計画を主題的に扱った研究は少なく、永らくその存在の有無すら曖昧なままに研究が進められていた。だが、計画実行にあたって執筆されたと考えられる教育勅語案（以下、「補正勅語案」と呼称する）¹⁰⁾が1994（平成6）年に発見されたことで計画の存在が確認され、それに基づく研究の進展が期待された。

しかし、主に教育史研究の文脈と西園寺公望に関する研究の文脈で進められていた研究は、補正勅語案の発見をもってしても、それほど進展しなかった。前者の文脈では、西園寺の教育思想を資本主義発展期という時代性と関連づけて論じた本山幸彦の研究¹¹⁾や補正勅語案発見前の論稿を補訂した小股の研究¹²⁾、教育勅語の時代不適合性という視角から論じた高瀬幸恵の研究¹³⁾があるが、いずれも教育勅語と補正勅語案の関係性について考察していないため、計画の狙いや歴史的な位置は曖昧なままになっている。一方、後者の文脈では、主に政治史の視角から研究が進められており、補正勅語案の発見以前より、計画が保守派の反発によって挫折したと考える武田清子の研究¹⁴⁾や立命館大学編『西園寺公望伝』第2巻における岩井忠熊の研究¹⁵⁾などがあったが、補正勅語案が発見されてその全文が同書別巻2¹⁶⁾に記載された後は、西園寺文政に関わる諸問題を追究するなかで補正勅語案の内容の分析と計画の経緯の推定を行った張智慧の研究¹⁷⁾があるばかりで、計画の狙いや歴史的な位置は曖昧なままである。これらの研究の多くは、西園寺の教育思想

と計画の経緯に着目するもので、計画の狙いや歴史的な位置に関する考察は十分に行われていない。

では、この計画は何を狙ったものだったのか。また、この計画は日本教育史、ひいては日本近代史にどのように位置づけられるのか。本稿の課題は、これらの問いに迫ることである。そのために本稿では、分析概念としての国民国家に関する議論である国民国家論を適宜援用しながら検討を進める。本稿の考察によって、日本教育史、そして日本近代史における教育勅語補正計画の意義が一層明確になるだろう。

以上を踏まえて、第2章では、補正勅語案について事実関係を確認した上で教育勅語との関係性を念頭にその内容を検討する。次に第3章では、補正勅語案の成立の背景として、日清戦争が日本社会と教育界に与えた影響を整理し、そこにおける西園寺の教育思想の展開を考察する。続いて第4章では、計画の経緯を捕捉するために、計画の着手、実行の時期と挫折の原因を考証する。最後に第5章では、これまでの考察を整理しつつ、補正計画の狙いと歴史的な位置について検討する。

2. 補正勅語案の理念

2-1. 補正勅語案の執筆

補正勅語案の執筆時期と執筆者は、現時点では定かではないとされている。執筆時期に関しては後論するが、2回目の文相在任時ではなく1回目の在任時であると考えられる。一方で、執筆者に関しては、西園寺の自筆と考える岩井¹⁸⁾や小股¹⁹⁾に対し、鈴木良²⁰⁾や張²¹⁾は竹越が執筆した可能性があるとして主張する。本稿は前者の主張を支持し、補正勅語案は西園寺の自筆であるとする。その理由は、西園寺と竹越が知己になったのは1896（明治29）年1月ころと推定されているが²²⁾、その時期は執筆時期と重なると考えられ、知己になったばかりの竹越に勅語の執筆を委ねたと判断するには論拠が不足しているため、そして西園寺は2回目の文相在任時に竹越を勅任参事官兼大臣秘書官として文部行政に携わらせていることから²³⁾、竹越に執筆を委ねたとすればこの時期と判断するのが妥当だが、執筆時期は1回目の在任時と考えられるためである。だが、いずれにせよ西園寺の主導のもとで補正勅語案の執筆が進められたことは確かであると考えられるため、誰が執筆したかはそれほど重要ではなく²⁴⁾、むしろその内容が西園寺の意図を反映したものであると考えられることが重要である。

2-2. 補正勅語案の内容

以下に全文を引用する補正勅語案は、その内容に応じて5つの部分に分けて理解することができる。具体的には、①開国という国是の再確認（「教育ハ」から「致セリ」まで）、②教育勅語の趣意を誤って理解している者による教育の現状（「朕曩キニハ」から「悖ルモノナリ」まで）、③日清戦後の日本の現状（「今ヤ」から「迫レリ」まで）、④現状に応じて求められる徳目と期待される国民像（「此時ニ」から「外ナラズ」まで）、⑤国民と教育者への期待（「爾有衆」から「勉メヨ」まで）の5つの部分から成ると考えられる。

教育ハ盛衰治乱ノ係ル所ニシテ国家百年ノ大猷ト相ヒ伴ハザル可カラズ。先皇国ヲ開キ朕大統ヲ継キ旧来ノ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ求メ上下一心孜々トシテ怠ラズ。此ニ於テ乎開国ノ国是確立一定シテ、復タ動ス可カラザルヲ致セリ。朕曩キニハ勅語ヲ降タシテ教育ノ大義ヲ定ト雖モ、民間往々生徒ヲ誘掖シ後進ヲ化導スルノ道ニ於テ其歩趨ヲ誤ルモノナキニアラズ。今ニ於テ之ガ矯正ヲ図ラズンバ他日ノ大悔ヲ来サルヲ保セズ。彼ノ外ヲ卑ミ内ニ誇ルノ陋習ヲ長ジ、人生ノ模範ヲ衰世逆境ノ士ニ取り其危激ノ言行ニ仿ハントシ、朋党比周上長ヲ犯スノ俗ヲ成サントスルカ如キ、凡如此ノ類ハ皆是青年子弟ヲ誤ル所以ニシテ恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホスノ義ニ非ス。戦後努メテ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トスルノ意ニ悖ルモノナリ。今ヤ列国ノ進運ハ日一日ヨリ急ニシテ東洋ノ面目ヲ一変スルノ大機ニ臨ム。而シテ条約改訂ノ結果トシテ与国ノ臣民ガ来テ生ヲ朕ガ統治ノ下ニ托セントスルノ期モ亦目下ニ迫レリ。此時ニ当リ朕ガ臣民ノ与国ノ臣民ニ接スルヤ丁寧親切ニシテ、明ラカニ大國寛容ノ氣象ヲ發揮セザル可カラズ。抑モ今日ノ帝國ハ勃興ハ發達ノ時ナリ。藹然社交ノ徳義ヲ進メ、欣然各自ノ業務ヲ励ミ、責任ヲ重シ、輕騷ノ挙ヲ戒メ、學術技芸ヲ煉磨シ、以テ富強ノ根柢ヲ培ヒ、女子ノ教育ヲ盛ニシテ其地位ヲ嵩メ夫ヲ輔ケ子ヲ育スルノ道ヲ講セサル可カラズ。是レ実ニ一日モ忽諸ニ付ス可カラサルノ急務ナリ。朕ガ日夜軫念ヲ勞スル所以ノモノハ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ヲシテ文明列国ノ間ニ伍シ、列国ノ臣民ガ欣仰愛慕スルノ國民タラシメント欲スルニ外ナラズ。爾有衆父兄タリ、師表タリ。或ハ志ヲ教育ニ懷クモノハ深く朕力深衷ニ顧ミ百年國猷ノ在ル所ニ遵由シテ教育ノ方向ヲ誤ルコトナ

キヲ勉メヨ。²⁵⁾

まず、第1の部分について、補正勅語案は教育のあり方が「国家百年ノ大猷」、すなわち国家のあり方を長く規定するということから説き起こされる。そして、皇祖皇宗による肇国ではなく、明治天皇の先代の孝明天皇を指すと考えられる²⁶⁾「先皇」による開国に焦点があたり、「旧来ノ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ求メ」という五箇条の誓文の方針と身分の上下にかかわらずに励む状態が維持されることによって「開国ノ国是」が確立すると説かれる。ここでは、五箇条の誓文を代表とする「開国ノ国是」を基礎とする国のあり方が理想とされ、それに基づく教育のあり方が望まれている。また、「先皇」として孝明天皇が前景化することにより、皇祖皇宗が不可視化されている。

次に、第2の部分では、既に教育勅語が發布されて「教育ノ大義」が定められているが、それを誤って理解し、生徒を教え導くやり様を間違えている者がいるため、その者の「矯正」をしなければならぬと説かれる。続いて、その誤ったやり様の具体例として「外ヲ卑ミ内ニ誇ル」悪習の鼓吹や「衰世逆境ノ士」の「危激ノ言行」を真似ようとするなどが挙げられる。そして、これらの行為は教育勅語の「恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホス」という理念に反すると同時に「戦後努メテ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トスル」という理念²⁷⁾にも悖ると指弾される。ここから、教育勅語の理念を国粹主義思想に影響されて誤って理解している者の「矯正」を図り、教育勅語の理念を貫徹するという補正勅語案の理念が読み取れる。

次いで、第3の部分では、列国の急速な発展を念頭に、「条約改訂ノ結果」として「与国ノ臣民」が、その「生ヲ朕ガ統治ノ下ニ托セン」とする、いわゆる内地雑居の時期が近いという現状認識が示される。

そして、第4の部分では、そのような現状に応じて「与国ノ臣民」との関係から、また現在の日本が発展の時期であることから求められる徳目が列挙される。加えて、「朕ガ臣民」は「列国ノ臣民」と伍する「国民」であって欲しいという「朕」の望みが示される。教育勅語の「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」と類似する「學術技芸ヲ煉磨シ」という徳目を除けば、直接的に一致する徳目はなく、「寛容」や「社交」といった教育勅語には見られない徳目や時宜にかなう「輕騷」の自戒といった徳目のほか、女子教育への言及が見られる。また、「朕ガ臣民」と並列して「与国ノ臣民」や「列国ノ臣民」と称される、教育勅語には見られない新たな存在が現

れていることも読み取れる。

最後に、第5の部分では、国民、そして「志ヲ教育ニ懐クモノ」に対して、「教育ノ方向ヲ誤ルコトナキヲ勉メヨ」と呼びかけられる。

以上を踏まえると、補正勅語案は、教育勅語の理念の貫徹を前提としつつも、日清戦後の国民が内地雑居などによって現れた「列国ノ臣民」と伍するために、五箇条の誓文を代表とする「開国ノ国是」の遵守と国粹主義思想の牽制に資する徳目を示すものであると言える。ゆえに、教育勅語を「改訂」といった理念の変更を迫るものではなかったことがわかる。確かに、補正勅語案には「皇祖皇宗」の不可視化、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」や「皇運扶翼」といった内容の欠如などの教育勅語との差異がある。しかし、補正勅語案はそれらを直接的に否認しておらず、教育勅語の文言も引用していることから、教育勅語の「改訂」を志向したものではないと言える。このことは、以下に示す西園寺の言からも読み取れる。

わたしが文部大臣になつた時（明治二十七年九月第二次伊藤内閣）第二の勅語を下すことの必要は感じた。実はわたしもまだ成案はなかつたが、あの教育勅語一本だけでは物足りない。もつとりベラルの方へ向けて教育の方針を立つべきものだと思つた。²⁸⁾

ここで「あの教育勅語一本だけでは物足りない」という表現に着目すると、西園寺は同時に2つの勅語を並立させようとしているように読み取れ、西園寺が教育勅語と並存可能な、別の勅語の発布を意図していたことがうかがえる。また、「もつとりベラルの方へ向けて教育の方針を立つべき」という表現の「もつと」という文言に着目すると、既存の教育の方針、すなわち教育勅語にも「リベラル」な要素が含まれていると西園寺が考えていることがうかがえる。そして、その既存の方針は否認せずに、それに内在している「リベラル」な要素を「もつと」伸長させた教育の方針が望ましいと考えていることもうかがえよう。その証左として、補正勅語案に「博愛衆ニ及ホス」という「リベラル」とも解せる教育勅語の徳目が引用されていることが指摘できる。したがって、西園寺は教育勅語に別の勅語を単に「補完」的に「追加」しようとしていたわけではないことがわかる。ゆえに、この計画は教育勅語の「改訂」やそれへの「補完」的な「追加」を狙ったものではなく、その理念の「補正」を狙ったもので

あると言えよう。

3. 教育勅語補正計画の背景

3-1. 日清戦後の日本社会と教育界

日清戦争が日本の社会に与えた影響を、補正計画との関係から指摘するならば、次の3点が挙げられる。第1は、檜山幸夫が論じているが、多くの民衆に自身が「日本人」とあるという意識が芽生えたと同時に、日本への優越心と中国・朝鮮への蔑視感のためにその意識が偏ったものとなったことである²⁹⁾。第2は、檜山³⁰⁾のほか、宮地正人³¹⁾も指摘しているが、日本においては、日清戦争を機に国民国家が確立したということである。第3は、日清戦後経営を1つの契機として、19世紀末から20世紀初頭にかけての時期に産業革命が進展し、資本主義体制が確立したことである。こうした影響は、日清戦後社会を規定する特質となつて、それへの対応が課題となつた。

同時に、戦後社会は、1899（明治32）年の日英通商航海条約をはじめとする欧米列強との新条約の実施に伴う内地雑居の開始への対応という課題を抱えていた。内地雑居とは、新条約の実施によって、外国人に対して日本国内が開放され、国内の至るところで外国人が往来し、居住できるようになることである。

こうした日清戦後社会の諸課題に対しては、教育界においても、戦争の終結以前から予測されて議論が沸き起こった。例えば、1895（明治28）年1月の『教育時論』の社説は、日清戦争がもたらす「変動」に加えて、「外民雑居の期」が迫っていることを問題視し、それらに対処するため、「戦争後の内地教育」と「外民雑居準備の教育」が重要であると説く³²⁾。

前者の「戦争後の内地教育」については、戦争の結果、国民が「旧来の世業を捨て、新獲の暴利を求め、空疎に流れ、軽躁に走」るような風潮になることを危惧して、教育者は「予め斯かる変潮の来るべきことを覚悟し、常に後進を導きて、着実なる思想を失はしめざることを務めざるべからず」と「着実なる思想」の教育の重要性を説く³³⁾。

一方で、後者の「外民雑居準備の教育」について、教育界は内地雑居を「宗教風俗人情習慣等」が「悉く雑居する」事態³⁴⁾と捉えて危惧しており、外国人が「自国の宗教主義の学校を建設すること」などがあると推測して、その時に教師には、外国人に接するにあつての「中庸を守るの思想」の教育が求められると唱えている³⁵⁾。

以上を踏まえると、日清戦後の教育界は戦後社会の諸課題への対応として、「思想」の教育、つまり徳育に期待を寄せていたことがうかがえる。これは、教育界が新しい徳育のあり様を模索して、期待していたことを意味していると言えよう。

3-2. 西園寺公望の教育思想

西園寺の教育思想はジャーナリズムから「世界主義」³⁶⁾と命名されて徳育に関する議論を招いたが、西園寺は文相就任当初からそうした思想を表明していたわけではなかった。就任当初の西園寺は、その特殊な経歴から言動に注意が向けられており、特に約10年にも及ぶフランス留学を機に形成された自由主義的な思想は警戒されていた³⁷⁾。

西園寺は1894(明治27)年10月19日に高等師範学校で初めて教育意見を述べた。西園寺は「世界の大事」を見るに西洋諸国の文明の発展は著しく、その発展と「共に比肩するに足る者」は東洋では日本のみであるとして、「日本帝国開明進歩の原動力となり、先導者たるの重任を負へる者」である教育者に「国家に尽されんことを希望す」と期待を寄せる³⁸⁾。しかし、ここでは具体的な教育のあり方について何ら語られていないため、文相就任当初の西園寺は確固とした教育思想を有していなかったことがうかがえる。

翌月の演説では、施政方針は「時勢の推移と国家の必要」に拠るものであると述べ、西園寺は井上毅前文相の方針を必ずしも踏襲しない旨を明言した³⁹⁾。これについて『教育時論』は西園寺の具体的な教育意見の開陳を求め⁴⁰⁾、場合によっては、井上前文相に賛意を示す教育家の一部が反抗を試みるだろうと予想した⁴¹⁾。西園寺がこれに応じて具体的な教育意見を述べるのは翌年1月である。ゆえに、西園寺は戦争の経過を見ながら自らの教育思想を形づくっていったと言えよう。

1895(明治28)年1月に『教育時論』の取材に対して示された西園寺の教育意見は、以下の4点である。1つ目は「教育家の心得」で、西園寺は教育の重要性を説いた上で、「国民の教育を十分に於て、文明の民たるに愧ぢざるに至らしめ(中略)真に世界に於て、優等の民たるに至らしむべし」と主張する⁴²⁾。西園寺が教育を列国に比肩する新文明国日本の国民の形成と捉えていることがわかる。2つ目は「科学的の教育」の奨励で、「日本魂を養ふ」教育に固執するなどの、広い意味で「宗教的」な教育のみを行うことは好まないとして、「科学の教育」の推進を主張する⁴³⁾。この意見は、補正勅語案にも見られた高揚する国粹主義思

想への牽制と捉えられる。そして3つ目は英語の教育の主張で、4つ目は女子教育の推進の主張である⁴⁴⁾。

次に西園寺が教育意見を述べたのは、同年3月の東京盲啞学校、女子高等師範学校、高等師範学校での卒業証書授与式のときである⁴⁵⁾。このうち、高等師範学校の卒業式では次のような演説がなされる。

今日世界ノ事情ハ日ニ一日ヨリ我國民ノ責任ヲシテ重カラシム(中略)此時ニ当リ教育ノ原動力トモ謂フヘキ諸君ハ尤モ活眼ヲ開キテ生徒ヲ誘ヒシ第二十世紀ノ國民ヲ作ラサルヲ得ス今ヤ国光ヲ宣揚シ文明ヲ誇稱スルノ時ナリ而シテ世間或ハ尚ホ東洋ノ陋習ニ恋タシ之ヲ改ムルニ憚ルノ徒々々アリ偏局卑屈ノ見解ヲ以テ忠孝ヲ説キ或ハ古人奇僻ノ行ヲ慕ヒテ人生ノ模範ト為サント欲スル者アリ此等ハ文明ノ進途ニ障碍ヲ与フル少カラス⁴⁶⁾

ここで西園寺は世界情勢を踏まえて「第二十世紀ノ國民」の形成を説き、「東洋ノ陋習」に執心する者を婉曲的に非難している。「東洋ノ陋習」の内実と補正勅語案に見える内容に重なりがあることがわかる。

このような西園寺の教育意見は、同年5月ころからさらに先鋭化する。5月中旬に行われた師範学校長会議に関する報道は、同会議において「従来我国の教育主義は、国家主義に傾き、其の結果として種々の出来事ありしが、文部省今後の方針は、之を固執せず、広く文明的道徳を基礎とすべし」とされたと報じた⁴⁷⁾。これを見る限りでは、文部省が修身教育の方針を転換しようとしているように読める。しかし、この報道の続報では「文部の某当局者」の言として、報じられた内容の「中には、多少文部より諮問せるものに似寄りたる問題もなきにあらず」としつつも、修身教育の方針の問題を「文部省より諮問すべき筈」がなく、特に「国家教育主義に傾きたるを不可として、文明的道徳を基礎とすべし」と云ふ一節は誤解を生むと懸念を示した発言が報じられる⁴⁸⁾。ここから、修身教育の方針の問題が「文部より諮問せるもの」と推察され、その「文明的道徳」という方針は文部省の総意ではないことがわかる。ゆえに、西園寺の教育思想と文部省の見解との間には隔絶があると言える。

西園寺はこの1895(明治28)年5月ころから、つまり4月に日清講和条約が調印されて「戦後」になったころから、自らの教育思想を先鋭化させる。5月下旬に高等学校長、尋常師範学校長に対して行った演説では、西園寺は次のように述べて、自国のみを偏信す

る思想を痛烈に批判する。

二十世紀の人を養成するは吾人教育者の責任にして今日より十分其覚悟なかるべからず若し内に安じ外を顧みず徒に口大和魂を唱ふるのみにして世界文明の大勢に伴随するを悟らざる如きは余の取らざる所なり仏国有名なる教育家の言に曰く自国を偏信し外国の事を知らしめざるものは国民の良友に非ずと教育の任に当るもの夫れ之を思へ⁴⁹⁾

この演説は問題視されて、「新道徳」をめぐる議論を招くこととなった。この議論の展開は『教育時論』で他の新聞や雑誌の記事を引用しながら細かく報道され⁵⁰⁾、西園寺の思想は国家主義や国粹主義と対置される「世界主義」として捉えられて注目された。

このような論争に対して、西園寺は「所謂世界的教育主義」は誤解であり、自説は「我が国の将来を慮るより出でたる言」であると述べ⁵¹⁾、もとより国家のために主張していると訴えるが、論争は1895(明治28)年8月ころまで続くこととなる。しかし、その頃には概ね論争も収まり、西園寺の教育意見も取り沙汰されなくなる⁵²⁾。したがって、西園寺の教育思想はこの頃には固まったものと考えられる。

以上を踏まえると、西園寺の教育思想は、日清戦後の日本を世界的な見地から捉えて、自国を偏信する思想や東洋の陋習からの脱却を訴えるものであり、列国に比肩する新文明国日本に適う「新道徳」の思想を含むものであった。ただし、その思想の基底には国家のための国民形成という発想があることがうかがえるため、この思想は確立しつつあった国民国家の論理の枠内にあることがわかる。しかし、自国を偏信する思想などへの批判が見られることから、ただ国民国家の論理に呑み込まれていたのではなく、それを支えるナショナリズムの変容を志向するものであったと言えるだろう。この意味で、ナショナリズムの「補正」を迫る思想であったとも評せる。もっとも、西洋諸国のみへの着眼、領有することとなった台湾などの等閑視といった西園寺の「世界」観には留意せねばならない。

4. 教育勅語補正計画の経緯

4-1. 教育勅語補正計画の実行

補正計画が着手され、実行されていた時期は定かではない。もとより補正計画は、竹越による『陶庵公』と西園寺の口述内容を基にする『西園寺公望自伝』と

いう2つの史料を主たる典拠として知られてきた⁵³⁾。いずれも計画の当事者の言が収められているため、本来ならば事実関係に関する記述は信頼できると判断されるのだが、小股によれば、前者は計画着手の時期を2回目の文相在任時と捉えているのに対し、後者は1回目と捉えているという食い違いがあるという⁵⁴⁾。そして小股は2回目の在任時に計画が実行されていたことは確かであるとした上で、計画が着手されたのは1回目のことであったか否かについて『明治天皇紀』に見られる西園寺の拝謁記録を調べて考証する⁵⁵⁾。すなわち、いずれの史料にも西園寺が計画に関して明治天皇に奏請して内諾を得たことが記されているため⁵⁶⁾、その奏請の時期を推定することにより計画着手の時期の推定を試みたのである。その結果、小股は1896(明治29)年3月に西園寺が文部大臣という資格で集中的に4回も単独で拝謁していることから、この頃を奏請の時期として推定した⁵⁷⁾。加えて、小股は補正勅語案の語句と1895(明治28)年4月21日の詔勅⁵⁸⁾、前引した同年3月の高等師範学校卒業式における西園寺の演説、翌年3月の同演説⁵⁹⁾の3つに見られる語句が類似していること、補正勅語案は未完成の草稿であると考えられることを論拠として指摘する⁶⁰⁾。

本稿はこの小股の推論には瑕疵があると考え。小股が計画着手の時期を1896(明治29)年3月ころと絞り込む最大の理由は、『明治天皇紀』の1896(明治29)年3月11日条、同14日条、同26日条、同31日条に見られる「文部大臣侯爵西園寺公望に謁を賜ふ」という同一の記述だが⁶¹⁾、その典拠史料である『侍従日録』を見ると、必ずしも同様の内容が記されているわけではないからである。『侍従日録』の1896(明治29)年3月11日条と同14日条には「西園寺臨時外務大臣拝謁」、同26日条と同31日条には「西園寺文部大臣拝謁」と記されており⁶²⁾、『明治天皇紀』の記述と食い違う。この食い違いの理由は様々に考えられるが、少なくとも『明治天皇紀』の拝謁に関する記述における資格の情報については適正ではないと考えられるため、これを信頼できる論拠として推論を進めることは妥当とは言えない。小股自身も「どのような資格で拝謁したかということは、(中略)意味を持たないかも知れない」⁶³⁾と述べているように、少なくとも『明治天皇紀』の拝謁記録を拝謁者の資格から分析することは有効な分析法ではないと言える。

代わりに、『侍従日録』で西園寺の文相在任中の拝謁記録を調べると、文部大臣として単独で拝謁を行ったのは、1回目については、1895(明治28)年6月13

日、7月18日、9月17日、11月8日の4回⁶⁴⁾と、1896(明治29)年3月26日、3月31日、8月28日の3回⁶⁵⁾の計7回、2回目については0回であることが判明する⁶⁶⁾。なお、このうち1895(明治28)年11月8日条には「西園寺文部大臣謁見御用談」⁶⁷⁾、1896(明治29)年8月28日条には「三時文部大臣西園寺公望拜謁御用談」⁶⁸⁾とあり、いずれの拜謁も単なる面会ではないことがうかがえる。これに加えて、1回目の在任時に関して、特に資格については記されておらず、単に「西園寺大臣」として拜謁した記録を調べると、1895(明治28)年は6月6日、7月12日、7月16日、7月25日、8月6日、9月12日、9月25日、10月7日、10月10日、11月9日、11月15日、11月21日の12回⁶⁹⁾、1896(明治29)年は6月10日の1回のみ⁷⁰⁾と判明する。

以上を勘案すると、『侍従日録』の拜謁記録を見る限りでは、とりたてて西園寺が集中的に拜謁した時期はないと考えられるため、拜謁の時期を推定することで計画着手の時期を探ることには限界があると言える。だが、『明治天皇紀』と『侍従日録』には、ともに2回目の文相在任時の拜謁記録が一切ないため⁷¹⁾、西園寺が天皇から内諾を得たのは2回目ではなく1回目の在任時であると言えよう。

4-2. 教育勅語補正計画の挫折

補正計画が挫折した原因については、西園寺の病気によるとする立場と教育勅語発布時の文相芳川顕正ら保守派の反発によるとする立場の2つがある。この点については先行研究の間でも混乱が見られ、例えば小股は断定できないとしつつも前者に近い立場をとっているのに対して⁷²⁾、武田は後者の立場をとっている⁷³⁾。本稿は、武田の推論が妥当性を欠いていると考えられることと竹越与三郎の次男である熊三郎⁷⁴⁾による武田への反論の存在を論拠として、前者の立場をとる。

まず、武田はこの推論の論拠として、上述した諸史料ではなく、1906(明治39)年6月の『毎日新聞』の記事のみを挙げている⁷⁵⁾。この記事は久木によれば、ジャーナリストの石川安次郎(半山)によるものと考えられるが⁷⁶⁾、石川の報道については、その過程の詳細が明らかになっていないため⁷⁷⁾、報道内容の情報源や確実性が確認されていない。本稿は、それが判然としない以上、この記事のみに基づいて推論するのは妥当ではないと考える。

次に、竹越熊三郎は、1956(昭和31)年刊行の久山康編『近代日本とキリスト教』において、西園寺による教育勅語再検討の試みに関して主に武田清子と高坂

正顕が討議している部分⁷⁸⁾について、1961(昭和36)年、その誤謬を指摘するために論稿を執筆した。そこで熊三郎は以下のように論じる。

伊藤公も前回の伊藤内閣の時〔第2次伊藤内閣一引用者〕に保守派が西園寺公の教育論に激しく反撃したことは重々承知して居り、西園寺公の文教意見が何であるかを知悉した上でその就任を求めたものであつて、伊藤公は西園寺公を強く信頼しているものであるから、今更一部の片々たる反対意見に惑わされることもない。況や明治天皇は西園寺公の教育意見に対して非常に強い期待を持つて居られて、次期の隈板内閣の文相に就任した尾崎行雄に対してさえも「西園寺の上奏した教育に関する方針が宜しいと考える」(中略)旨を述べられた程であるので、西園寺公が聖旨に答へんとして漸くその腹案を錬る段階にあつた此の時に伊藤首相が一部の保守派の意見に屈して西園寺公の方針を不可なりと認めて公を解任するが如きことはある筈もない。是等のことから見て巷間に伝えられた公の退任に関する説は部外者の憶測に過ぎないものと云うべきである。⁷⁹⁾

熊三郎が父の与三郎から計画に関する情報を得ていたか否かは不明であるが、熊三郎が指摘する、伊藤の西園寺への信頼の厚さと明治天皇の西園寺の教育思想への理解を踏まえると、計画が保守派の反発によって挫折したと言えるか定かではない。ゆえに、挫折の直接的な原因は西園寺の病気と解するのが妥当だろう。原因の究明にあたっては、他の史料の検討と、石川による報道とその受容過程の考証が求められる。

5. おわりに

本稿は、西園寺による教育勅語再検討の試みの狙いと歴史的位置を明らかにすることを主軸として検討を進めてきた。第2章では、補正勅語案は西園寺の自筆で、1回目の文相在任時に執筆されたという前提の下、その理念は教育勅語の貫徹を狙いつつも、それに内在する「リベラル」な要素を伸長させることであり、それゆえにこの計画は教育勅語の「補正」の試みであったと論証した。第3章では、日清戦後社会の課題に徳育で対応しようとした教育界を素描した上で、自由主義的で「国際的」な西園寺の教育思想は「新道徳」をめぐる議論を招いたが、その基底には国家があるた

め、それは国民国家の論理の枠内であって、それを支えるナショナリズムの「補正」を迫るものであったことを明らかにした。第4章では、計画着手の時期が1回目の文相在任時であることを確認し、計画頓挫の直接的な原因は西園寺の病気と解するのが妥当であると論じた。

以上を踏まえると、この計画の狙いは、教育勅語の理念の貫徹を前提としつつも、その諸要素の中から「リベラル」な要素を見出し、それに適う「新道徳」とともに補正勅語案で強調して示すことにより、教育勅語の理念の「補正」を試みることであったと言える。ゆえに、この計画は教育勅語に基づく既存のナショナリズムの変質を迫って、新しいナショナリズムを構想するものであったと評せる。しかし、この計画は教育勅語の理念の貫徹、国家のための国民形成という前提に拠っていることから、確立しつつあった国民国家の論理の枠内に収まるものに過ぎないと言え、台湾などが等閑視されて西洋諸国のみが焦点化されていることから、「世界主義」と評されつつも実質的には西洋中心主義であり、時代的な限界を抱えていると言わざるを得ない。

一方で、この試みは、日本教育史において、教育勅語の「後史」の一事例として位置づけることができるが、それは教育勅語の理念の「補正」の試みであると考えられるため、教育勅語の「動揺」の事例ではなく、むしろ戊申詔書以後の教育勅語の「補強」の動きの嚆矢として位置づける方が妥当であると考えられる。また、この試みは日本近代史において、確立しつつあった国民国家の論理に呑み込まれながらも、それを支えるナショナリズムの変質を迫り、時代的な限界を抱えているものの、新しいナショナリズムを構想する契機であったと位置づけられよう。

以上のように、本稿の考察によって、計画の狙いと歴史的立場は確かめられたが、残された課題も多い。補正勅語案と2回目の文相在任時の西園寺の思想や竹越の思想との関係、石川安次郎による計画の報道とその受容過程、西園寺文政に対する同時代的な評価、3回目の文相在任時の西園寺の動向などは、未だ十分に明らかにされていない。これらの検討は後考に期したい。

付記

本稿では、史料の引用に際して、原則として漢字は常用漢字に改め、仮名遣いは原文のままとした。踊り字(繰返し符号)は適宜改めた。また、適宜句読点を

加え、圏点とルビを省いた。読点に関しては、掲載誌の編集方針に従い、引用文中であっても断りなくコンマを用いた。なお、本稿における年号の表記は、原則として本文については西暦(和暦)表記に、引用史料等の注については和暦表記に統一した。

なお、本稿は2020年1月に筆者が慶應義塾大学文学部日本史学専攻へ提出した卒業論文を再構成して、大幅な加筆・修正を加えたものである。同大学で卒業論文の指導にあたってくださった井奥成彦教授に厚く御礼申し上げる。

註

- 1) 西園寺は生涯で計3回文部大臣に就任している。1回目は第2次伊藤内閣の下で1894(明治27)年10月3日に就任し、1896(明治29)年9月28日に辞任した。なお、この間1895(明治28)年6月5日から1896(明治29)年4月3日まで外務大臣臨時代理を兼任し、同年5月30日から9月22日まで外務大臣を兼任した。2回目は第3次伊藤内閣の下で1898(明治31)年1月12日に就任し、4月30日に辞任した。3回目は第1次西園寺内閣が成立したときで、首相西園寺は1906(明治39)年1月7日に文部大臣を臨時兼任し、3月27日に兼任を解かれた。なお、この間、3月3日に外務大臣も臨時兼任することとなった(以上、立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編(以下、立命館大学編と略記する)『西園寺公望伝』別巻2、岩波書店、1997年、342-343頁、345頁を参照)。
- 2) 竹越与三郎『陶庵公』叢文閣、昭和5年、162頁
- 3) 窪田祥宏「国家主義教育政策の推進—明治後期—」国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第1巻・教育政策1、教育研究振興会、1974年。なお、同「明治後期における公教育体制の動揺と再編」日本大学教育学会『教育学雑誌』第17号、1983年論旨は同様である。
- 4) 小股愷明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」京都大学人文科学研究所『人文学報』第64号、1989年。なお、本論稿に大幅な補訂を加えたものが、同『明治期における不敬事件の研究』思文閣出版、2010年、131-160頁を成している。
- 5) 久木幸男「19世紀末の文部省廃止論—天皇制教育体制確立—動揺期における試行錯誤—」横浜国立大学教育学部『横浜国立大学教育紀要』第26集、1986年。同様の視点は、同「江原素六教育勅語変更演説事件」佛教大学学会『教育学部論集』第4号、1992年に引き継がれている。
- 6) 佐藤秀夫「解説」同編『教育 御真影と教育勅語I』続・現代史資料8、みすず書房、1994年
- 7) 窪田は1974年の論文では「改訂ないし第二の勅語の制定を計画」と表現していたが(242頁)、1983年の論文では「改訂が企画された」と「改訂」論を採った(67頁)。久木も1986年の論文では「新勅語計画ないし教育方針改定計画」と表現していたが(83頁)、1992年の論文では「教育勅語改定計画」という表現を用いるなど、「改訂」論に近い考えを示した(20頁)。佐藤は1994年の「解説」で「教育勅語改訂の試み」と表現して「改訂」論を唱えている(28頁)。一方、小股は1989年の論稿で「教育勅語とは別に、

- 時代に合わせてそれを補う新たな勅語を「追加」する」試みと捉えて、「追加」論を採った(94頁)。
- 8) 他の教育勅語再検討の試みについては、本稿では検討の対象とはしない。詳しくは、小股、前掲書、131-196頁を参照されたい。
 - 9) 単に「補正計画」、または「計画」と略記することもある。なお、今日の教育史学では、小股による「『第二次教育勅語』計画」という呼称が一定の支持を得ているように思われるが(例えば、後述する高瀬が用いている)、この呼称は計画に際しての西園寺の意図を曖昧にしているばかりでなく、戊申詔書などの教育勅語を「補強」する諸詔勅の副次的な呼称(「第二の教育勅語」など)と類似しているため適切ではないと判断し、本稿では使用を避ける。
 - 10) 本稿では、1994(平成6)年に発見された教育勅語案を指して「補正勅語案」と呼称する。なお、補正勅語案は「立命館大学が『西園寺公望伝』編纂のために西園寺家から提供を受けた文書の中から」発見された(岩井忠熊『西園寺公望—最後の元老—』岩波書店、2003年、84頁)。
 - 11) 本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、1998年、298-337頁。なお、本山は計画に関して「改訂」論に近い考えを示している(同書、314頁)。
 - 12) 小股、前掲書、131-151頁を指す。
 - 13) 高瀬幸恵「明治中期教育界における道徳論議の展開—修身教授不振論と教育勅語の時代不適合性に関する議論をめぐって—」桜美林大学『桜美林論考 教職研究』第4号、2019年。なお、高瀬は計画に関して「追加」論を採っている(同論文、63頁)。
 - 14) 武田清子「まぼろしの『新教育勅語』」西田毅編『竹越三又集』民友社思想文学叢書第4巻、付録「月報6」、三一書房、1985年
 - 15) 立命館大学編『西園寺公望伝』第2巻、岩波書店、1991年、183-283頁。なお、岩井、前掲書、83-85頁でも計画について触れられている。
 - 16) 立命館大学編、前掲書、『西園寺公望伝』別巻2
 - 17) 張智慧「明治期の西園寺公望に関する研究—法典調査会および文部大臣時代を中心に—」大阪市立大学大学院文学研究科提出博士論文、2005年、170-264頁。なお、同「文部大臣西園寺公望の文教政策」大阪市立大学日本史学会『市大日本史』第8号、2005年も同様の論旨である。
 - 18) 岩井、前掲書、84頁
 - 19) 小股、前掲書、131頁
 - 20) 鈴木良「教育勅語の成立—井上毅を中心に—」部落問題研究所『部落問題研究』第169輯、2004年、30頁
 - 21) 張、前掲論文、「文部大臣西園寺公望の文教政策」、69頁
 - 22) 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵「竹越與三郎関係文書」(以下「竹越文書」)Ⅲ〔1〕9、竹越熊三郎「竹越三又年譜」昭和44年2月1日、17頁(マイクロフィルムR3-3-1を閲覧)の「西園寺侯を知る」の項の記述による。
 - 23) 西園寺が竹越を勅任参事官に任命したのは計画の準備のためとする見方がある(立命館大学編、前掲書、『西園寺公望伝』第2巻、260頁)。本稿もこの見方にしたがう。
 - 24) なお、竹越に執筆を委ねたと考える立場の論拠としては、①補正勅語案には西園寺の漢文の素養が現れていないように思われるため(張、前掲論文、「文部大臣西園寺公望の文教政策」69頁)、②西園寺には計画が「首尾よくいかない場合の逃げ道をつくっておく必要があった」と推測できるため(張、前掲論文、「明治期の西園寺公望に関する研究」、229頁)という2点が指摘できる。また、現時点では、補正勅語案の執筆時期が2回目の文相在任時である可能性も排除できないため、本稿の推論も1つの仮説の提示に過ぎないと言える。
 - 25) 立命館大学編、前掲書、『西園寺公望伝』別巻2、145頁
 - 26) 「先皇国ヲ開キ」の部分に関しては、「先」に「皇国」を「開キ」とも読めるが、補正勅語案中に「開国ノ国是」という文言があることから、「先皇」が「国ヲ開キ」と解釈するのが妥当であろう。
 - 27) この部分に関して、小股は1895(明治28)年4月21日の詔勅の「朕ハ汝有衆ト共ニ努テ驕緩ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ」(「詔勅」『官報』号外、明治28年4月21日)という表現を踏襲していると指摘する(小股、前掲書、140頁)。
 - 28) 小泉策太郎筆記・木村毅編『西園寺公望自伝』大日本雄弁会講談社、昭和24年、117頁
 - 29) 檜山幸夫編著『近代日本の形成と日清戦争—戦争の社会史—』雄山閣出版、2001年、5-6頁
 - 30) 同上、28-29頁
 - 31) 宮地正人『国民国家と天皇制』シリーズ「21世紀歴史学の創造」第2巻、有志舎、2012年、28-35頁
 - 32) 「時勢に対する教育問題」『教育時論』350号、明治28年1月5日、7頁
 - 33) 同上
 - 34) 「かきよせ」『教育時論』348号、明治27年12月15日、9頁
 - 35) 「内地雑居と教育」『教育時論』341号、明治27年10月5日、12頁
 - 36) 西園寺は「世界的教育主義など、言ふことは、余が口よりは、一度も発せしことなし」と述べているが、当時、西園寺の教育思想を指してこの語が頻繁に使用されているため、本稿でもこの語を呼称として用いる(「西園寺文部の談話」『教育時論』370号、明治28年7月25日、29頁)。
 - 37) 「今一の望むべきものあり」『教育時論』342号、明治27年10月15日、12頁
 - 38) 「新文部大臣の演説」『教育時論』343号、明治27年10月25日、32頁
 - 39) 「文部大臣の談話」『教育時論』345号、明治27年11月15日、32頁
 - 40) 「文部大臣の所謂方針に就て」『教育時論』346号、明治27年11月25日、10-11頁
 - 41) 「かきよせ」『教育時論』同上号、9頁
 - 42) 「教育意見 文部大臣西園寺侯爵口話」前掲『教育時論』350号、14頁
 - 43) 同上、14-15頁
 - 44) 同上、15-16頁
 - 45) 東京盲啞学校、女子高等師範学校での演説、祝辞については、それぞれ『官報』第3520号、明治28年3月28日の「西園寺文部大臣演述筆記」(11頁)と「西園寺文部大臣祝辞」(10頁)を参照されたい。
 - 46) 「西園寺文部大臣演説」『官報』第3525号、明治28年4月4日、8頁
 - 47) 「師範学校長会議の結了」『教育時論』364号、明治28年5月25日、30頁
 - 48) 「師範学校長会議の諮問案に就て」『教育時論』366号、明治28

(指導教員 小国喜弘教授)

- 年6月15日, 25-26頁
- 49) 「西園寺文部の教育意見」『教育時論』365号, 明治28年6月5日, 28頁
- 50) 「教育社会の一波瀾」『教育時論』367号, 明治28年6月25日, 27-29頁など
- 51) 「西園寺文部の談話」前掲『教育時論』370号, 29-30頁
- 52) なお, 西園寺はその後も各学校の卒業式などで教育意見を表明する。代表的なものとして, 註59に示す演説が挙げられる。
- 53) その他にも, 白柳秀湖『西園寺公望伝』日本評論社, 昭和4年や国会図書館憲政資料室蔵「憲政史編纂会収集文書」資料番号759「竹越與三郎氏談話速記」などが知られる。
- 54) 小股, 前掲書, 135頁
- 55) 同上, 135-138頁
- 56) 竹越, 前掲書, 163頁と小泉筆記・木村編, 前掲書, 117頁を参照されたい。
- 57) 小股, 前掲書, 138頁
- 58) 註27を参照されたい。
- 59) 「西園寺文部大臣演説大意」『官報』第3826号, 明治29年4月4日, 14-15頁
- 60) 小股, 前掲書, 140-141頁
- 61) 宮内庁『明治天皇紀』第九, 吉川弘文館, 1973年, 当該日条
- 62) 宮内庁宮内公文書館所蔵「侍従日録 明治廿九年」(識別番号35407) 当該日条。以下, 宮内公文書館所蔵の史料を出典とする場合は, 宮(識別番号)「名称」と略記する。
- 63) 小股, 前掲書, 138頁
- 64) 宮35406「侍従日録 明治廿八年」当該日条
- 65) 前掲, 宮35407, 当該日条
- 66) 宮35409「侍従日録 明治三十一年」を確認した。
- 67) 前掲, 宮35406, 明治28年11月8日条
- 68) 前掲, 宮35407, 明治29年8月28日条
- 69) 前掲, 宮35406, 当該日条
- 70) 前掲, 宮35407, 明治29年6月10日条
- 71) なお, 当時の内大臣兼侍従長の日記である, 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「徳大寺実則日記(30)」(函架番号C1-149, 枝番号0030)の1898(明治31)年1月から4月までの記述も確認したが, 西園寺の拝謁記録は発見できなかった(閲覧に際しては, 写真複製本(複3463)を利用した)。
- 72) 小股, 前掲書, 144頁
- 73) 武田, 前掲論文, 3頁
- 74) 与三郎と熊三郎の統柄については, 前掲「竹越文書」Ⅲ〔1〕3, 竹越熊三郎「竹越三又青少の頃」昭和38年1月12日に添付の印書「三又の竹越家相続事情」中の家系図により確認(マイクロフィルムR2-1-1を閲覧)。
- 75) 武田清子『人間観の相剋—近代日本の思想とキリスト教—』弘文堂, 1959年, 276頁
- 76) 久木, 前掲論文, 「江原素六教育勅語変更演説事件」, 21頁
- 77) 久木, 同上論文でその大枠は示されている。
- 78) 久山康編『近代日本とキリスト教—明治篇—』基督教学徒兄弟団, 1956年, 191-192頁
- 79) 前掲「竹越文書」Ⅲ〔1〕2, 竹越熊三郎「西園寺公と新教育勅語煥発の問題 竹越三又の『人民読本』」昭和36年8月10日, 5頁(マイクロフィルムR3-6を閲覧)